



## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年7月22日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
道の駅 八千穂高原  
南佐久郡佐久穂町大字畑1190番1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
佐久穂町  
南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地
- 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
（変更前）（仮称）道の駅 八千穂高原  
（変更後）道の駅 八千穂高原
- 変更した年月日  
令和6年2月16日
- 届出年月日  
令和6年6月20日
- 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課
- 縦覧の期間  
令和6年7月22日から令和6年11月21日まで
- 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年7月22日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
MIDORI長野  
長野市南千歳1-22-6
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
東日本旅客鉄道株式会社  
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
- 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
東日本旅客鉄道株式会社	深澤 祐二	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
東日本旅客鉄道株式会社	喜勢 陽一	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

4 変更した年月日

令和6年4月1日

5 届出年月日

令和6年6月14日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和6年7月22日から令和6年11月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年7月22日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

道の駅 八千穂高原

南佐久郡佐久穂町大字畑1190番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

佐久穂町

南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地

3 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	1	1
出口	1	1
合計	2	2

(注) 位置は届出書添付の図面のとおりに

4 変更する年月日

令和6年6月21日

5 届出年月日

令和6年6月20日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和6年7月22日から令和6年11月21日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和6年7月22日

長野県上田建設事務所長 中島俊一

## 1 許可番号

令和6年6月26日 長野県上田建設事務所指令6上建第58-3号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市上田原字丁田636-2、637、638-7、638-8、638-9、638-10、639-2、640-イ、640-ロ、641-1の内、641-2、641-8の内、641-9、641-10、641-12の内、641-イ、642-5、643-2、643-6、650-5

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市上田原765-1

株式会社高山 代表取締役 滝沢康之

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和6年7月22日

長野県北信建設事務所長 関一規

## 1 許可番号

令和6年7月10日 長野県北信建設事務所指令6北建第64-2号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

中野市大字吉田字片塩境22、22-2の内、23の内、字籠田219、221、222-1、222-2、223-1、223-2、223-3、230-1

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市篠ノ井御幣川668

生活協同組合コープながの 理事長 丸山辰明

都市・まちづくり課